

各都道府県介護保険担当課（室）  
各保険者介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

計4枚（本紙を除く）

Vol.351

平成25年12月26日

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3871、3966）  
FAX：03-3595-3670

事務連絡  
平成25年12月26日

各都道府県高齢者虐待防止対策担当課 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律  
に基づく対応状況等に関する調査結果を受けての対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号。以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等（平成24年度実績）については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について（依頼）」（平成25年7月2日老高発0702第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により調査を実施し、本日その結果を公表したところです。

今般、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示しすることとしたので、ご了知いただくとともに、貴管内市町村に対して周知徹底を図って頂きますようお願いいたします。

また、市町村が行う措置の実施に関し、法第19条に基づき、広域的な観点から必要な援助、助言等を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養介護施設従事者等に対する対応

調査結果において、虐待の発生要因として「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多かった。また、介護従事者全体と比較すると、「男性」や「30歳未満」の虐待者の割合が高かった。被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別との関係では、被虐待高齢者に認知症がある場合で認知症日常生活自立度（以下「自立度」という。）IV/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高く、これらの要因等を踏まえた適切な対応が必要となる。

養介護施設等における虐待を防止するためには、職員に対する虐待防止のための研修が重要であり、都道府県におかれては高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、施設等職員に対する研修の機会を確保するとともに、今回の調査結果も踏まえた研修内容とする等、適切な対応に努められたい。

また、養介護施設等に対しては、施設内研修等において、認知症介護研究・研修仙台センター（以下「仙台センター」という。）で開発された「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」の活用を図るなど、虐待防止の積極的な取組が行われるよう指導するとともに、市町村に対しても同様に指導するよう助言をお願いしたい。

## 2 養護者に対する対応

調査結果において、虐待の発生要因として「虐待者の障害・疾病」、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「家庭における経済的困窮（経済的問題）」が多かった。また、被虐待高齢者の要介護度や認知症の自立度が高くなると「介護等放棄」が多くなった。虐待者の続柄では、息子や夫が多く、そのうち虐待者とのみ同居が多かった。虐待者の年齢では70歳以上で、夫が虐待者になる割合が高く、これらの要因等を踏まえた適切な対応が必要である。

今回の調査結果から明らかになった点に留意し、認知症に関する正しい理解と知識の普及を更に進めるとともに、市町村に対しては、介護の負担感が高いと考えられる家庭を把握し、そうした家庭に対して、介護保険サービスの適切な活用を図るなど重点的な援助を行うよう助言をお願いしたい。

## 3 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等の実施割合は、全体として平成23年度に比べて停滞している傾向がみられる。特に、「関係専門機関介入支援ネットワーク」や「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築については、依然として実施割合が5割前後であり、体制整備等の取組に積極的な市町村とそうでない市町村に二極化しつつある傾向がみられる。

また、市町村における体制整備等の取組状況と養護者虐待に関する相談・通報件数及び虐待確認件数の各々との関連をみると、取組の項目が多く行われている市町村では高齢者人口比当たりの件数がいずれも多く、取組の項目が少ない市町村ではいずれも少ない傾向であった。

高齢者虐待は、全ての市町村において発生する可能性のあるものであり、虐待事例の多寡に関わらず、虐待を防止することが極めて重要であることから、貴管内において、虐待防止対応のための体制整備等について未実施の市町村がある場合には、当該市町村に対して当該体制整備等を積極的に取り組むよう助言をお願いしたい。その際、仙台センターが取りまとめた「高齢者虐待防止・養護者支援法施行後の5年間」

([http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER\\_REPORT=15](http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=15))  
におけるネットワークの構築等の取組事例も参考にするよう助言をお願いしたい。

## 4 市町村に対する都道府県の支援

都道府県は、法第19条により、養護者による高齢者虐待の防止を図るために市町村が行う措置の実施に関して、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うとともに、必要があると認めるときは、市町村に対し必要な助言を行うことができるとされている。この規定を踏まえ、市町村に対する虐待対応事例の収集・提供や、虐待を受けた高齢者の保護・分離の措置がなされるまでの間の緊急・一時的な避難場所の確保等、市町村に対し、広域的な観点から積極的に援助、助言等の支援に努めるようお願いしたい。

また、弁護士等による専門職チームなどを活用した権利擁護相談窓口の設置については、対応困難事例に対する有効な取組であることから、当該取組の積極的な推進に努めるようお願いしたい。

## 5 成年後見制度の利用促進

法第28条は、成年後見制度の利用促進を定めているが、今回の調査結果でも当該制度が利用されている件数は手続き中も含めて1,007件であり、虐待判断件数等に比して利用が低調であった。また、制度利用に際しての経済的負担の軽減を図る成年後見制度利用支援事業の実施状況についても、昨年度は市町村全体の約7割弱で、全ての市町村で実施されている状況ではない。

成年後見制度は認知症高齢者等の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市町村において、市町村長による申立がより一層活用されるよう助言をお願いしたい。

## 6 都道府県・市町村における調査結果の分析・活用

高齢者虐待対応を推進するためには、都道府県・市町村において、管内の実態を十分に分析・把握したうえで、適切に体制を整備し施策を推進することが必要である。このため、今年度の調査の際に、都道府県・市町村ごとに調査結果を分析・活用する集計表を提供したところである。

については、この集計表を活用して、都道府県内の実態を分析し、その結果を把握した上で高齢者虐待に対応するようお願いしたい。また、市町村においても同様に分析・活用するよう助言をお願いしたい。

## 7 「高齢者虐待防止に関する研修会」への参加

今年度の老人保健健康増進等事業において、仙台センターが当該調査結果の詳細な分析を行っており、その要因分析の結果や高齢者虐待の防止・対応上の留意点に関する研修会が平成26年1月21日（火）に東京、2月18日（火）に大阪で開催（詳細は別添のとおり）されるが、申込期限を1月15日（水）まで延長するので、今後の高齢者虐待防止を推進するため、積極的な参加と市町村への周知・参加促進をお願いしたい。

### 【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111

（内線 3871, 3966） 中井、市川

## 平成 25 年度老人保健健康増進等事業に基づく 「高齢者虐待防止に関する研修会」のご案内

主催：社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター

### ●企画主旨

当センターが実施する、平成 25 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)による研究事業「高齢者虐待の要因分析等に関する調査研究事業」で得られた高齢者虐待に関する要因分析の結果、及び防止・対応上の留意点を、市区町村・都道府県、地域包括支援センター、及び関係機関の皆様と共有し、今後の高齢者虐待防止・対応のあり方について考えます。

### ●対象者

- 市区町村・都道府県で高齢者虐待対応を担当される部署に所属されている方
- 地域包括支援センターに所属されている方
- 高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護などに関わる団体・機関、研究者の皆様
- 認知症介護指導者

### ●開催地・開催日

○東京及び大阪会場で、下記のとおり各 1 回開催いたします。

**参加費無料**

	東京会場	大阪会場
日時	平成26年1月21日(火) 10:00～16:15	平成26年2月18日(火) 9:45～16:00
施設名	渋谷シダックスホール	難波御堂筋ホール
所在地	東京都渋谷区神南1-12-13	大阪市中央区難波4-2-1
アクセス	JR渋谷駅徒歩5分	御堂筋線なんば駅直結1分

### ●プログラム(予定)

○各会場で、下記のとおり 2 部構成にて行います。

※会場によりプログラムが異なりますのでご注意ください。

	東京会場	大阪会場
第1部	(10:00～12:30) ■養介護施設従事者等による高齢者虐待編 □「高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査」(厚生労働省)に関する要因分析結果の報告 □高齢者虐待防止・対応上の留意点骨子の説明 □留意点骨子に関する具体的な解説 □ディスカッション	(9:45～12:40) ■養護者による高齢者虐待編 □「高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査」(厚生労働省)に関する要因分析結果の報告 □高齢者虐待防止・対応上の留意点骨子の説明 □留意点骨子に関する具体的な解説 □ディスカッション
第2部	(13:20～16:15) ■養護者による高齢者虐待編 □養護者による高齢者虐待について、第1部と同様のプログラムを実施	(13:30～16:00) ■養介護施設従事者等による高齢者虐待編 □養介護施設従事者等による高齢者虐待について、第1部と同様のプログラムを実施

### ●申し込み方法:

[h25g@dcnet.gr.jp](mailto:h25g@dcnet.gr.jp)

(※原則電子メールによるお申込みのみ)

- 上記アドレス宛に、「①参加希望会場、②参加者の所属機関・部署名、③参加者のお名前、④(ある場合)高齢者虐待防止・対応に関するご質問」をお知らせください。同アドレスより、お申し込み状況により、ご参加の可否及び会場・プログラム等の詳細をお知らせいたします。
- ご参加は各団体・機関より原則お一人とさせていただきます。ただし、同一機関・団体から第1部・第2部にそれぞれ異なる方が参加されることは可能です。お申し込み時にお知らせください。
- 両会場とも、約 350 人を定員とさせていただきます。定員に達した場合、ご参加をお断りする場合があります。
- 研修会に関するお問い合わせ等につきましても、上記アドレス宛にお願いいたします。
- お申込み期限：平成 25 年 12 月 26 日(木)(定員に達しない場合延長することがありますので、お尋ねください)

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター(担当：吉川，工藤)

〒989-3201 仙台市青葉区国見ヶ丘 6-149-1 TEL:022-303-7556 FAX:022-303-7568